

羽曳野市建設工事競争入札参加者の等級別区分に関する要領

制 定 平成 28 年 2 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が行う建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格要件である等級別区分(以下「等級別区分」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(業種)

第 2 条 等級別区分の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する以外の工事を対象とすることができる。

(対象業者)

第 3 条 等級別区分の対象となる業者(以下「対象業者」という。)は、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程第 6 条に規定する有資格業者(以下「有資格業者」という。)のうち、前条に規定する対象工事の入札参加を希望する業者とする。

(等級別区分の方法)

第 4 条 対象業者の等級別区分は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評定値(以下「総合評定値」という。)により、別表「等級別区分表」(以下「別表」という。)に基づき定めるものとする。

(発注基準額)

第 5 条 等級ごとの入札に参加できる予定価格(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「発注基準額」という。)は、別表のとおりとする。

(重複限度額)

第 6 条 等級ごとの一業者が同業種工事において同時期に受注できる請負金額(消費税及び地方消費税の額、変更金額を含む。以下「手持ち工事の額」という。)の限度額(以下「重複限度額」という。)は、別表のとおりとする。なお、舗装工事にあっては重複限度額のみ設定するものとする。

2 手持ち工事の額の算定期間は、一工事につき契約締結日から工事検査(竣工、出来

高等)終了後、検査の合格が確認できる日までとする。

(等級別区分の有効期間)

第7条 この要領に基づき決定された対象業者の等級別区分の有効期間は、有資格業者の資格の有効期間の2会計年度とする。ただし、羽曳野市内及び準市内業者の取扱要領第2条に基づく市内業者、準市内業者にあつては、1会計年度とし、翌会計年度の等級別区分は直近の総合評定値により第4条に定める方法により行うものとする。

(対象業者への通知)

第8条 市長は、この要領に基づき等級別区分をしたときは、その結果を対象業者へ通知するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表「等級別区分表」

工事種別	等級	総合評定値	発注基準額（予定価格・税込み）	重複限度額(手持ち工事の額)
土木一式工事	AA	1,350点以上	3億円以上	4億円以上
	A	1,050点以上～1,349点以下	1億5千万円以上～6億円未満	4億円未満
	B	750点以上～1,049点以下	1,500万円以上～3億円未満	2億円未満
	C	550点以上～ 749点以下	300万円以上～9千万円未満	6千万円未満
	D	～ 549点以下	～1,500万円未満	1千万円未満
建築一式工事	AA	1,550点以上	6億円以上	15億円以上
	A	1,250点以上～1,549点以下	3億円以上 ～22億5千万円未満	15億円未満
	B	1,050点以上～1,249点以下	1億5千万円以上～12億円未満	8億円未満
	C	750点以上～1,049点以下	300万円以上～4億5千万円未満	3億円未満
	D	～ 749点以下	～1億500万円未満	7千万円未満
電気工事	A	1,350点以上	1億1千万円以上	1億5千万円以上
	B	1,050点以上～1,349点以下	5,500万円以上～2億2,500万円未満	1億5千万円未満
	C	750点以上～1,049点以下	300万円以上～1億500万円未満	7千万円未満
	D	～ 749点以下	～4,500万円未満	3千万円未満
管工事	A	1,350点以上	1億1千万円以上	1億5千万円以上
	B	1,050点以上～1,349点以下	5,500万円以上～2億2,500万円未満	1億5千万円未満
	C	750点以上～1,049点以下	300万円以上～1億500万円未満	7千万円未満
	D	～ 749点以下	～4,500万円未満	3千万円未満
舗装工事		—		1千万円未満